

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

次(*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

〇 規則

*39 和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

(総務課)1

*40 和歌山県水防施設費補助規則の一部を改正する規則

(河川課) 2

*41 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

(建築住宅課).....2

*42 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(") 3

〇 告示

正

*320 基準点測量成果の写しの保管等に関する規程(昭和36年和歌山県告示第281号)の一部改

(用地対策課)..... 18

規則

和歌山県規則第39号

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県行政不服審査法施行細則(平成28年和歌山県規則第48号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(提出資料の閲覧又は交付)

(提出資料の閲覧又は交付)

2 略

別記第1号様式中「審査請求人(参加人)」に改める。

2 略

⑪」を「審査請求人(参加人)

別記第2号様式中「審査請求人(参加人)

⑩」を「審査請求人(参加人)

」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第40号

和歌山県水防施設費補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県水防施設費補助規則の一部を改正する規則

和歌山県水防施設費補助規則(昭和27年和歌山県規則第46号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 改正後

 別記第1号様式(第4条関係)

 略

 和歌山県知事様

水 防 管 理 者 名 年度水防施設整備事業計画

書
下記のとおり年度水防施設整備事業計画書を提出します。

別記第2号様式(第6条関係)

<u>和歌山県知事 様</u> <u>水 防 管 理 者 名</u> 年度水防施設費補助金交付申

請書

年度水防施設整備事業について、補助金の交付を受けたいので、和歌山県水防施設費補助規則(昭和27年和歌山県規則第46号)第6条の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

別記第3号様式(第8条関係)

略

 和歌山県知事
 様

 水
 防
 管
 理
 者
 名

 年度水防施設しゅん功検査申

請書

略

略

和歌山県知事殿

 水
 防
 管
 理
 者
 名
 回

 昭和
 年度水防施設整備事業計画

 書

改正前

<u>書</u> 下記のとおり昭和 年度水防施設整備事業計 画書を提出します。 略

別記第2号様式

別記第1号様式

略

和歌山県知事殿

昭和 年度水防施設整備事業について、補助金の交付を受けたいので、和歌山県水防施設費補助規則(昭和27年和歌山県規則第46号)第6条の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

略

別記第3号様式

略

和歌山県知事殿

 水
 防
 管
 理
 者
 名
 回

 昭和
 年度水防施設しゅん功検査申 請書

收

略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第41号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和40年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(宅地建物取引業者名簿等閲覧所の設置場所) 第5条 省令第5条の2第1項の規定による宅地 建物取引業者名簿閲覧所(以下「閲覧所」とい う。)は、和歌山県県土整備部都市住宅局建築 住宅課内に設けるものとする。

(宅地建物取引業者名簿等閲覧所の設置場所)

第5条 省令第5条の2第1項の規定による宅地 建物取引業者名簿閲覧所(以下「閲覧所」とい う。)は、和歌山県県土整備部都市住宅局公共 建築課内に設けるものとする。

(営業保証金取戻し公告の届出)

第13条 保証金規則第7条第3項の規定による届 出は、営業保証金取戻し公告届(別記第7号様式)により行わなければならない。 (営業保証金取戻し公告の届出)

第13条 保証金規則第8条第3項の規定による届 出は、営業保証金取戻し公告届(別記第7号様式)により行わなければならない。

(営業保証金取戻しに関する証明書の請求) 第14条 保証金規則第8条第1項の規定による請求は営業保証金取戻しに関する証明書交付請求書(別記第8号様式)により行わなければなら ない。

(営業保証金取戻しに関する証明書の請求)

第14条 保証金規則第9条第1項の規定による請求は営業保証金取戻しに関する証明書交付請求書(別記第8号様式)により行わなければなら ない。

別記第2号様式中「氏

・ を「氏

名

」に改める。

別記第3号様式中「氏 名 剛」を「氏 名

」に改める。

名

名

別記第5号様式中「氏名

印|を「氏名

」に改める。

別記第6号様式中「氏名

印」を「氏名

」に改める。

別記第7号様式中「氏

・ を「氏 」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第3項」を「第7条第

3項」に改める。

別記第8号様式中「氏

名

」に、「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条、第13条及び第14条の改正規定、別記第7号 様式の改正規定(「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める部分 に限る。)並びに別記第8号様式の改正規定(「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕っ て使用することができる。

和歌山県規則第42号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則(昭和47年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式から別記第7号様式までを次のように改める。	

和歌山!	県報 号外	(11)	令和3年3月31日	日(水曜日)
記第2号様式(第2条	:関係)			
	浄	化槽設置計画	書	
	.,		年	月 日
和歌山県建築主事	様			
			申請者	
			住 所 〒(—)
			氏 名	
			電話番号 (— —)
1 設置場所	〒(−)		地図	年版 : P
2 浄化槽の種類	□セット式浄化槽	製造業者	形式	
	□RC型浄化槽	処理方式	規模	人相
3 処理の対象	□屎尿及び雑排水	□屎尿のみ	1	
4 建築物の用途	1 2		居住の有無(有[世	
5 算定人員	JIS規格による算定 ア 日平均汚水量	l l	人 居住予定人員	人
6処理能力7放流先	ア 日平均汚水量□下水路 □下水管	m³/目 イ BODの除去率 雷 □水路 □側溝 □河川		mg/ℓ □その他()
7		ご □水路 □側溝 □刊川プ放流 取付管 内径	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ その他()
		ノ /X /// 以 日 F F F		
9 浄化槽製造業者			電話	
(浄化槽設計者) 住所・氏名			+n \/ = x . A	
住別・八名			担当者名	
10 浄化槽工事業者			電話	
住所・氏名			担当者名	
			(届出・登録)番号	
11 净化槽整備士氏名12 着工予定年月日	年月	日 完成予定 年	登録番号 月 日 使用開始予定	年 月 日
12 有工厂产于万日	十 万	1 元从了足 十	万 日 医用用知了足	年月 F
13 その他特記事項				
※行政庁等処理欄				
			111 of 111	-
受			備考欄	
付				
欄				
	<u> </u>			
	之事及び付近月版図(設置場所、放流経路、放流	生 古位 道敦及が日博しか	って抽版を明示
ること。)	EXXUNDLLKI	以巨勿刀、双机性时、双机	九、万世、垣頃及UTF1示C7。	* @ 1610/ G 91/V
	→ 大火 D	浄化槽の位置を明示すること	1.) 建筑栅亚二层及水流	仏捕の日時回
2	.流栓路、建架物及い	伊化僧の似直を明示すること	と。)、建築物平面凶及び伊	に憎り兄取凶

	和	歌山	県建	築	基準法施行細則第3条の規定による
					工事施工者選定届
	和	歌山	県建	築主	主事 様
					年 月 日
					届 出 者(建築主) 住 所 氏 名 電話番号 ()
-	下記	のと	おり	工具	事施工者を選定したので届け出ます。
1			色 工 氏		住所 名称
2	確年		番 割	号日	第 号 年 月 日
3	敷地	名	地地	の番	和歌山県

別記第4号様式(第4条関係)

工事監理者選定届

年 月 日

和歌山県建築主事様

建築主 住 所

氏 名 (法人にあっては、名) 称及び代表者の氏名)

を工事監理者として定めたので、和歌山県建築基準法施

行細則第4条の規定により届け出ます。

また、私は、同人に工事監理を委託し、建築士法第24条の8の規定により当該工事監理 に係る書面の交付を受けたことに相違ない旨を申し添えます。

年 月 日

和歌山県建築主事様

工事監理者 住 所

名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名

資格()建築士(大臣· 知事)登録第 5 ()建築士事務所()知事登録第 5 事務所名

私は、建築士法に基づき、下記の建築物の工事監理を引き受け、下記の建築確認申請(計画変更の場合を含む。)に係る図面に則して工事監理をすることを届け出ます。

建築物の名称							
建築物の位置							
建築確認番号又は受付番号							
工事の計画	工事着手日		年	月	日		
	特定行程		年	月	日		
	工事完了日		年	月	日		
an to							
備考							
		ı					
受付欄							

別記第5号様式(第4条関係)

工事監理者変更届

年 月 日

和歌山県建築主事様

建築主 住 所

氏 名 (法人にあっては、名) 称及び代表者の氏名

_を工事監理者として変更したので、和歌山県建築基準法

施行細則第4条の規定により届け出ます。

また、私は、同人に工事監理を委託し、建築士法第24条の8の規定により当該工事監理に係る書面の交付を受けたことに相違ない旨を申し添えます。

様

年 月 日

和歌山県建築主事

工事監理者 住 所

名 (法人にあっては、名) 称及び代表者の氏名

資格()建築士(大臣· 知事)登録第 号 ()建築士事務所()知事登録第 号

私は、建築士法に基づき、下記の建築物の工事監理を引き受け、下記の建築確認申請(計画変更の場合を含む。)に係る図面に則して工事監理をすることを届け出ます。

建築物の名称				
建築物の位置				
建築確認番号又は受付番号				
工事の計画	工事着手日	年	月	日
	特定行程	年	月	日
	工事完了日	年	月	日
備考	変更前工事監理	理者住所氏名	変更後	工事監理者住所氏名
	住所		住所	
	氏名	_	氏名	
受付欄				

		和歌山	」県建築	基準法施行	細則第5多	その規定(こよる名	義(変	更)届		
	和歌山県建築	桑主事		様							
									年	月	日
							住戶氏名			()	
1		新	住所								
	(築造主)	. ,	氏名								
	住所氏名	旧	住所								
	住別 八石		氏名								
2	代 理 者	(築士()登録第		号				
_		())建築	士事務所	知事	登録第() 年	月	号 日	
	住所 氏名	住所氏名				電話	番号	()	П	
3	設計者資格	()建	築士()登録第		号				
J		()建築	士事務所	知事	登録第()	п	号	
	住所 氏名	住所氏名				電話	番号	年 (月)	日	
4	工事施工者	建設	業の許	可(大臣・	知事)	第		号	<u> </u>		
	住所 氏名	住所氏名			2	名称 電話	悉号	()		
5	確認番号	第		—————————————————————————————————————			E /y 月 E	 I			
	確認年月日							•			
6	敷 地 の地 名 地 番	和歌	山県								
	注意) 1 建築主の名 2 新規に選定 3 3欄は設計す れ変更後の内 4 確認済証を	しよう 皆の住 容を言	うとする 所氏名 記入の」	り場合は、変 等に変更が 上届け出るこ	を更の部分 あった場	を消すこ	と。			-	それ
	振興局建設部又は本庁										

					()工	事取り	190	め届				
											4	年	月	日
	和歌山和歌山			事	様									
										届出者 住所 氏名 電話		E)	()
	下記の] す。	上事を	取り	やめ7	たので	、和歌	以山県建築	築基準	法加	运行 細貝]第6条	の規定	主によ	り届け
1	工事にの取							3	年	月	日			
2	許可 認定 確認	番		号		許可 認定 確認			第			号		
3	許可 認定 確認	年	月	日		許可 認定 確認				年	月	日		
4	敷 地	の地	. 名	地看	番 和	歌山県								
5	取り	P	め	部	分ア	全部	3 イ	一部	(棟別番-	号)	
	は不要	て届 <i>l</i> を要 l です。	ナ出る ンなV	ること v地域	:。 にで建築	築工事/	()内 届を提出 認済証を	した行	後こ	の届を	出すと			
振興后建設部又に本庁	15年3月11日													

別記第9号様式及び別記第10号様式を次のように改める。	

別記第9号様式(第13条関係)

正元			ì				課受付 定(変)				₿建設部受付戶 □請書	印 市町	村	受付印
											置の指定(変)		:) 8	を申請しま
9.	この申請	書及(び称	付凶-	書に	記載0	り事項に	ま事 夫	€(C)	相及	韋ありません 年	月	日	
和	歌山県知	事	镁				由	請者	住戶	沂				
							,		氏名	Z				
1 ì	直路維持	答 	ı ≭							電	話			
	e 断框符 主 所	氏	名											
	設 計 者 資 格 電話 住 所 氏 名													
3 二 信	事施工者 建設業者許可悉号()第 号													
4 i		となる土地												
_	地 番 地 目 面 積 土 地 関 係 6 用途地域													1域
5					m^2									
造成					-							7 宅 制区 地		造成工事規
区域												内	-	外
0)												許可 8 転回		号9 宅 地
土地												広場		区画数
70	登記面積	責合計	<u> </u>		m^2	造成	総面積	実測			${\tt m}^2$	笛月	沂	区画
10	道路の 符 号	幅	員	延	長	縦	听勾配	11	接	続江	道路の種類、	幅員		
指			m		m		%	公道	<u>.</u>		国道 県道			m
定								乙足	1		市町村道			
道								私道	ĺ	复	第42条			m
路	道路延長	長の合	計		m	道	路総	面	積					m^2
12	工事着手	予定	日			年	月	日		14	公園広場等	面積		m^2
13	工事完了	 予定	日		-	—— 年	月	月		15	宅地の面積			m^2

16 変更、廃止の理由

※市町村の意見

(裏面)

○ 位置図(S=1/10,000~1/25,000)

○ 土地利用計画図(縮尺、方位、接続道路、指定道路の幅員、延長、宅地の区画割等記 入のこと。)

○ 添付図書

- 1 各権利者及び道路維持管理 6 排水及び土地利用計画図 者の承諾書
- 2 都市計画図(写) $(1/2,500\sim1/5,000)$
- 3 公図(写)
- 4 土地の登記事項証明書
- 5 平面計画図

 $(1/200\sim1/300)$

- 7 道路断面構造図
- 8 求積図
- 9 その他必要な図書 (農地転用、境界確定、占 用許可等)

副本

道路の位置の指定(変更・廃止)通知書

※指定変更廃	申請者	首住所 氏名				1	和歌	山県分	中事	年	月	印
止 通		変更廃止る 変更廃止 ^な				号 年	月	F	∃			
規欄						この申請書』 知します。	及び	添付图	図書のとおり)、道路(の位置	置の指定
	直路維持											
2 責	设 計 者								電話			
3 -	匚 事 施							建設美	業者許可番 男	쿠() j	 第	号
4 i	<u>主 所</u> 道路とな の地名地都											
	地番	地目	Ī	面積		土力	也	関(系	6 用途	地域	
5				m^2	所	有者氏名		権利	関係者名			
造成区										7 宅地 制区域		文工事規
区域の										内 許可第		外 号
土地										8 転回 広場		宅 地
10	登記面積	責合計		m^2	造馬	成総面積実活	則		m^2	箇所	ŕ	区画
1.0	道路の符号	幅員		延長	Ē.	縦断勾配	11	接絲	売道路の種類	頁、幅員		
10 指 定			m		m	%	公	道	国道 県道 市町村道			m
道路							私	道	第42条			m
岭	道路延長	長の合計			m	道路総	直	ī 積				m^2
12	工事着手	予定日			年	月 日		14	公園広場等	面積		m^2
13	工事完了	予定日			年	月 日		15	宅地の面積			m^2
16	変更、廃	止の理由										
※備	考											

(裏面)

○ 位置図(S=1/10,000~1/25,000)	
----------------------------	--

○ 土地利用計画図(縮尺、方位、接続道路、指定道路の幅員、延長、宅地の区画割等記 入のこと。)

○ 添付図書

- 1 各権利者及び道路維持管理 6 排水及び土地利用計画図 者の承諾書
- 2 都市計画図(写) $(1/2,500\sim1/5,000)$
- 3 公図(写)
- 4 土地の登記事項証明書
- 5 平面計画図

 $(1/200\sim1/300)$

- 7 道路断面構造図
- 8 求積図
- 9 その他必要な図書 (農地転用、境界確定、占 用許可等)

(注)

- 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 申請者は、当該道路を築造しようとする者(廃止の場合は、当該道路の土地の所 有者)に限ります。ただし、築造しようとする者が2人以上のときは、その代表者を 定め申請してください。

記第	§10号様式(第	(15条関係)													(A4)
	正				認定	定申請	書								
7	建築基準法施和歌山県建築 和歌山県建築 和歌山県建築 この申請書及	基準法施行 基準法施行	細則第		第	項項	の		る認定を	と申討	請し	ます。	,		
	和歌山県知	事様						申請者	- 氏名	年		月	日		
1	建築主住所氏								電話	舌番-	号		()		
2	代理者資格		()建築				録第	号						
	住所氏名		(住所 氏名) 建築	士事	孫所()登録 電話番	年) 月、	号 日		
3	設計者資格		()建築				· 绿第 · 孫所(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)	, 号	<u>.</u>	
	住所氏名		住所 氏名						電話番	年 号	Ξ (月)	 }	l	
4	敷地のア	地名地番						T,							
٦	位置イ	用途地域						-	の他のは						
5	主 要 用	途		-lare		-L- 3-b	15 L L	6 J	Ι	重	別	4 *			
			申請	部	分	甲請	以外	の部分	合		章	└│敷	地面	ī積	と O.
7	敷 地 面	積			_		_					n ² 比			
8	建築面	積		•	m^2			. m ²		•		n ²			
9	延べ面	積			\mathbf{m}^2			. m ²				n^2			
10		造					11	階	数		地上		谐地	下	隆
12	屋	根					13	外	壁						
14	最高の軒の	高さ				m	15	最高の	高さ						1
16	空 地 面	積				\mathbf{m}^2	17	空地	比						%
18	工事着工予	定日		年	月	日	19	工事完	了予定日				年	月	E
20	認定を要す	る理由					-			•					
21	その他認定記入すべき事														
22	備	考													
*	認定条件														
*	受 付	欄		*	決	裁	:	欄		*	認	定番	5 号	欄	
	年	月 日										年	月		日
第		号							复						号
1	係員印								係貞	員印					

注 ※欄は、記入しないこと。

	副					認	定通	知書	Î							
	申請	者		様										年	月	日
*				1.44					和語	歌山.	県知	事			印	
※認定通知欄	認定金建築	平月日 築基2 歌山 男 歌山 男	推法施行令 是建築基準 是建築基準	第二条法施行	月 条 第 条例第	· 	項第 条 条	第	号項項	の規	定に	.基づ	き、訪	忍定しまし	したの	つで
※ 条																
件																
1 3	_ 建築主(主所足											活番号	. ()		
	代理者資 住所氏/			((住所 氏名)建築	士() 登 士樂士	必録第 二事系			号)登錄 電話番	录第(年 季号) 月 ()	号日	
	設計者資住所氏名			((住所 氏名)建築	士() 爱 士樂士	於録第 二事務			号)登錄 電話都	年) 月 ()	号日	
4	敷地の	ア	地名地番													
1	位置	イ	用途地域					ウ	そ	の他	の地	域地	区			
5	主要	用	途					6	エ	事	種	別				
		_		申請	部 分	申	請り	外(の部	分	合		計	*		
7 5	敷地	面	積					_	_			٠	\mathbf{m}^2	敷地面積	漬との)比
8 3	建築	面	積		. m ²				•	m^2		•	\mathbf{m}^2			
9	延べ	面	積		. m ²				•	m^2			\mathbf{m}^2			
10	構		造					11	階		数		地上	階地	下	階
12	屋		根					13	外		壁					
14	最高の	軒の	高さ			•	m	15	最高	哥の高	高さ				•	m
16	空地	面	積			•	m^2	17	空	地	比				•	%
18	工事着	工予	定日		年	月	目	19	工事	完	了予定	定日		年	月	月
20	認定を	要す	る理由													
21	その他記入する		に関して													
22	備		考													

注 ※欄は、記入しないこと。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

和歌山県告示第320号

基準点測量成果の写しの保管等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

基準点測量成果の写しの保管等に関する規程(昭和36年和歌山県告示第281号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(趣旨)

第1条 <u>国土交通大臣</u>から送付を受けた基準点測量の写し及び基準点測量成果簿の写し(以下「成果の写し」という。)を保管し、一般の閲覧に供することに関する<u>事項について</u>は、この規程に定めるところによる。

(担当部課及び保管主務者)

第2条 成果の写しの保管及び閲覧に関する事務は、県土整備部県土整備政策局用地対策課において行うものとし、県土整備部長は保管主務者及びその代理者を指名して知事に報告するものとする。

(成果の写しの取扱い)

第5条 略

- 2 成果の写しは、閲覧のため特に定めた場所(以下「閲覧所」という。)以外に持ち出してはならない。ただし、事故を防止するため必要な場所又は<u>県土整備部長</u>の許可を得た場合には、この限りでない。
- 3 成果の写しは、<u>国土交通省</u>の指示がなければ 、その内容に改変を加えることができない。
- 4 略

(閲覧)

第6条 略

4 前2項の規定にかかわらず<u>県土整備部長</u>は、 成果の写しの整理その他やむを得ない事由があ る場合には、通常の執務の日であっても閲覧さ せない日を定め、又は閲覧時間を制限すること ができる。この場合には、あらかじめその旨を 閲覧所に掲示しなければならない。

(閲覧の申込)

第7条 閲覧希望者は、あらかじめ<u>別記様式第1</u> <u>号</u>による閲覧申込書を<u>県土整備部長</u>に提出しな ければならない。

2 略

改正前

(趣旨)

第1条 内閣総理大臣から送付を受けた基準点測量の写し及び基準点測量成果簿の写し(以下「成果の写し」という。)を保管し、一般の閲覧に供することに関する<u>規定</u>は、この規程に定めるところによる。

(担当部課及び保管主務者)

第2条 成果の写しの保管及び閲覧に関する事務 は、企画部土地対策課において行うものとし、 企画部長は保管主務者及びその代理者を指名し て知事に報告するものとする。

(成果の写しの取扱い)

第5条 略

- 2 成果の写しは、閲覧のため特に定めた場所 (以下「閲覧所」という。)以外に持ち出してはならない。ただし、事故を防止するため必要な場所又は企画部長の許可を得た場合には、この限りでない。
- 3 成果の写しは、<u>国土庁</u>の指示がなければ、そ の内容に改変を加えることができない。
- 4 略

(閲覧)

第6条 略

2 • 3 略

4 前2項の規定にかかわらず企画部長は、成果 の写しの整理その他やむを得ない事由がある場 合には、通常の執務の日であっても閲覧させな い日を定め、又は閲覧時間を制限することがで きる。この場合には、あらかじめその旨を閲覧 所に掲示しなければならない。

(閲覧の申込)

- 第7条 閲覧希望者は、あらかじめ<u>別記様式第1</u> による閲覧申込書を<u>企画部長</u>に提出しなければ ならない。
- 2 略

(閲覧の許可)

第8条 県土整備部長は、閲覧希望日が第6条第2項の日以外の日である場合又は閲覧を希望する成果の写しについて当該閲覧希望の日にさきに閲覧希望者があるため、支障があると認められる場合を除いて、閲覧希望日に閲覧を許可しなければならない。

(閲覧票の提出)

- 第9条 成果の写しの閲覧を許可された者(以下「閲覧者」という。)は成果の写しの目録又は成果の写しの台帳に基づいて閲覧しようとする成果の写しを定め、別記様式第2号による閲覧票にその名称その他必要な事項を記入して保管主務者に提出しなければならない。
- 2. 服
- 3 閲覧者は、手交された成果の写しに異状のないことを確め、閲覧票の相当欄に<u>記名し</u>なければならない。

(返納)

第11条 略

2 保管主務者は、閲覧票の相当記事欄に掲げた とおりであることを確かめたうえで、受領し、 閲覧票の相当欄に記名しなければならない。 (閲覧の許可)

第8条 企画部長は、閲覧希望日が第6条第2項 の日以外の日である場合又は閲覧を希望する成 果の写しについて当該閲覧希望の日にさきに閲 覧希望者があるため、支障があると認められる 場合を除いて、閲覧希望日に閲覧を許可しなけ ればならない。

(閲覧票の提出)

- 第9条 成果の写しの閲覧を許可された者(以下「閲覧者」という。)は成果の写しの目録又は成果の写しの台帳に基づいて閲覧しようとする成果の写しを定め、別記様式第2による閲覧票にその名称その他必要な事項を記入して保管主務者に提出しなければならない。
- 2 略
- 3 閲覧者は、手交された成果の写しに異状のないことを確め、閲覧票の相当欄に<u>押印し</u>なければならない。

(返納)

第11条 略

2 保管主務者は、閲覧票の相当記事欄に掲げた とおりであることを確かめたうえで、受領し、 閲覧票の相当欄に押印しなければならない。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

別記様式第1号(第7条関係)

受付番号

					文化	番万					
			差	连 準点測	量成果	の写し	閲覧申記	入書			
								<u> </u>	育	-	号
								左	声 月		目
	和歌山県県コ	上整備部	71長 村	羡							
						盽	3込者日	5名			
閲覧	希望者					住房	名又は少 所又は原 者(法。		る。)		
閲覧	の目的										
閲覧	希望年月日										
閲覧	希望の成果の	の種類及	及び名和	弥							
閲覧	希望の成果の	の区域					区域の記する。	含まれる5万分 こと。	分の1均	也形図の	の名称
その	他必要な事項	頁									
処		年	月	日受	付	受	付		記		
理		年	月	日許	可	許	可				
欄		年	月	日閲	 覧済	確	認		事		

		受付	一番号		
		基準点測量成長	果の写し閲覧票		
申請者氏名					
閲覧年月日					
閲覧者氏名					
		閲覧	成果		
名 称	番号	員 数	閲 覧 者借用確認	返 納 受領確認	記事
			'		
			<u>'</u>		

和歌山県報 号外(11)

令和3年3月31日(水曜日)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。